

平成27年 第10回
教育委員会定例会会議録

平成27年10月13日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2432号

平成27年第10回定例会

日時 平成27年10月13日（火） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委員長職務代理者

小 島 洋 祐

委 員

綱 川 智 久

委 員

永 山 幸 江

教 育 長

小 池 眞喜夫

「欠席委員」

委 員 長

澤 孝一郎

「説明のため出席した事務局職員」

次 長

益 口 清 美

庶 務 課 長

佐 藤 雅 志

学 務 課 長

新 井 樹 夫

学校施設担当課長

奥 津 英一郎

生涯学習推進課長

山 田 吉 和

図書・文化財課長

前 田 憲 一

指 導 室 長

渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長

小野口 敬 一

庶 務 課 庶 務 係

鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第69号 体験学習センター的機能の位置付けについて（案）
- 2 議案第70号 平成27年度港区指定文化財の指定について
- 3 議案第71号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成27年度港区教育推進月間について
- 2 学校給食調理業務委託について
- 3 芝五丁目複合施設整備基本計画（素案）について
- 4 後援名義等の9月分使用承認について
- 5 生涯学習推進課の9月事業実績について

- 6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 7 図書館・郷土資料館の9月行事实績について
- 8 図書館の9月分利用実績について

「開 会」

○小島委員長職務代理者 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成27年第10回港区教育委員会定例会を開会いたします。
(午前10時00分)

本日、澤委員長は、所用のため欠席でございます。

また、教育政策担当課長は、体調不良のため欠席です。そのため、教育政策担当関係の案件については、庶務課長が説明いたします。

「会議録署名委員」

○小島委員長職務代理者 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、綱川委員にお願いします。

第1 審議事項

1 議案第69号 体験学習センター的機能の位置付けについて（案）

○小島委員長職務代理者 日程第1、審議事項に入ります。議案第69号「体験学習センター的機能の位置付けについて（案）」説明をお願いします。

○庶務課長 議案第69号「体験学習センター的機能の位置付けについて（案）」についてご説明いたします。

議案資料ナンバー1をご覧ください。

1ページにこれまでの経過を載せています。

旧軀絵小学校跡地を活用した新教育センターは、平成20年3月に気象庁との複合施設として、従来のカリキュラムセンター的機能、相談センター的機能に加え、新たに体験学習センター的機能を付加して整備することとしました。

本複合施設は、平成32年4月の開設を目指し、平成28年1月から実施設計を開始する予定です。

体験学習センター的機能の整備については、展示基本設計を5月26日開催の教育委員会臨時会で審議の上、ご決定いただいておりますが、今後、展示実施設計を進めるにあたり、体験学習センター的機能の位置付けについて明確にする必要があります。

新教育センターにおける体験学習センター的機能は、広く一般の利用に供し、区民福祉の増進を図ることを目的に区が設置する施設であることから、下記のとおり公の施設として整備いたします。

1 体験学習センター的機能の位置付け等についてです。

体験学習センター的機能は、学校では実施困難な体験型の授業等を行うことにより、学校の理科教育の質の向上を図るとともに、子どもたちが科学への興味、関心を高めることを目的としています。

また、区民の豊かな学びの形成・向上に寄与する貴重な施設として、広く一般に科学の魅力に触

れる機会を提供します。

区民等の利用に供し、区民福祉の増進を図ることを目的として区が設置する施設であることから、地方自治法第244条に基づく公の施設とします。

利用対象は、区内の公立小・中学校や幼稚園、保育園、児童館等の利用を優先とし、区内在住・在勤・在学者のほか、区外の方も利用可能とします。

開館日は、年末年始を除く通年開館を基本とします。

開館時間は、午前から夜間までとします。なお、学校の運営時間帯は区立小・中学校等の利用とし、その他の時間は区民等の利用とします。

使用料は、施設の設置目的や合築となっている気象科学館との関係から、プラネタリウムを除き無料とします。

プラネタリウムは、特殊な機器や専門技術者の配置等、特別な対応が必要なことから、区民等の利用に関しては受益者負担の観点から使用料を徴収することとします。

管理運営手法としては、指定管理者制度の導入を含めて、より充実した施設運営ができるよう、今後検討します。

体験学習センター的機能整備の概算費用は、約7億5,000万円となっています。内訳については、資料に記載のとおりです。

2スケジュールです。

本日の教育委員会でご決定いただきますと、その後、庁議や区民文教常任委員会で報告をいたします。そして、本体工事に係る基本設計が延長になったこと、今年度中に行う展示実施設計が平成28年9月まで延長になったことから、一つの事業が単年度で終了せずに、平成28年度においても支出負担する行為が継続するため、補正予算（債務負担行為の設定）を上程する予定です。施設や展示の実施設計、本体の着工等を経て、平成32年4月の開設を目指してまいります。

なお、4ページ目以降に参考として、これまでの経緯、施設概要、気象科学館との連携について、他区のプラネタリウム使用料、図面、整備スケジュールをつけておりますのでご参照ください。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

庶務課長、先ほど公の施設の件で、何法の244条と言われましたか。

○庶務課長 地方自治法の第244条が公の施設の条文です。

○綱川委員 10月11日号の広報みなとに、平成26年度決算港区財政レポートの内容が細かく掲載されていました。歳出10,000円の使いみちを目的別に換算すると教育費が2,980円と書いてあります。学校プール開放事業の利用1回当たりのコストが3,000幾らとか、学校給食の1食当たりが幾らと書かれていて、教育の経費が突出しているかのような印象を受けました。

本施設の使用料については、気象庁の気象科学館は防災の啓発活動という観点から無料にするのはよくわかりますし、学校の教育現場として使う場合は無料でもよいと思いますが、プラネタリウム以外を無料とするのは、それでよいのかという気がします。その辺について、論議はなかったの

ですか。

プラネタリウムの設置費について、当初の計画の時は、こんなに経費を見込んでいなかったと思いますが、どのぐらいが適正だと思われるのか伺います。

○庶務課長 ご指摘のとおり、施設の使用料につきましては、大分内部でも議論をしたところです。学校の利用に関しては、当然ながら学校教育の補完的な役割を果たすことから、無料という考えでいます。一般利用の使用料に関しては、施設の構成が常設展示ですので、少しでも広くご覧いただき、区民の科学に対する興味や関心を掘り起こすという目的から、使用料を取るか取らないかについて考えています。

また、入館が無料である気象科学館と隣接し、互いに行き来できる構造となっておりますので、気象科学館との相乗効果を狙いながら、にぎわいのある施設としていきたいという思いがあります。

その中で、プラネタリウムの部分については、設備的にいろいろ経費がかかりますので、通常の展示物の観覧とは違って、高度なプログラムが提供できるということからすると、区の使用料の考え方にもありますように、受益者負担の観点から使用料の算定はこれからですが、有料と考えています。

6 ページに、他区のプラネタリウム使用料についての一覧があります。一番高い使用料は渋谷区の600円です。民間の施設になりますと、1,500円から2,000円ぐらいが多かったようです。行政が運営する公共施設ということを考えると、おそらく使用料は低額にしなければいけないところだと思っています。使用料の算定については、区としての考え方がありますが、このプラネタリウムに関しては、独自の算定方法をとるかどうかも含めて慎重に検討していきたいと考えています。

○教育次長 補足させていただきます。施設の使用料は条例で定めなければならないので、無料にするのか有料にするのかを検討させてもらうということを書いています。事業費として徴収するやり方もあります。学習室や実験室・工作室を学校の授業として使用する場合はもちろん無料ですが、何か事業をした時の特別展は有料にする。例えば、一般の子ども向けに実験をやりますので来てくださいという事業を実施する場合は、使用料ではなく事業費として幾らかの負担をしていただくということも考えています。

○綱川委員 関連ですが、今、郷土資料館との一体的な考え方というのはいらないのですか。神戸市へ視察に行ったときに、郷土資料館に指導主事が1名配置され、学校との連携などをうまくやっているということをお聞きしたので、指導主事を配置したらいいですねという話を以前したことがあります。プラネタリウムを学校の授業としてカリキュラム的に使用するという考えはありますか。

○指導室長 プラネタリウムに関する授業は4年生で行いますので、使わせていただくことになります。

○庶務課長 展示にあたっては、郷土資料館とは当然重ならないような工夫をする事業展開をすれば、やはり相乗効果が考えられますので、そのあたりは企画展の場合もありますが、充実させていきたいと思っています。

さらに、学校教育との補完は基本ですので、指導室の力なくして体験センターの充実は考えられないと思っています。実際に人の配置をどうするかは、今後の検討ではありますが、今ある人的な資源を十分に活用していきたいと思っています。

○網川委員 よろしくをお願いします。

○小島委員長職務代理者 この施設は教育センターですから、指導室が日頃から密接に関わっています。指導主事的な方に学校とのいろいろな行事や学習にうまく連携できるようにすすめていただくということではないのですか。

○庶務課長 説明が足りなかったようですみません。現教育センターに新たに付加する機能ということで説明を申し上げました。今回、規定を整備する上で、条例上施設と切り分けて、体験学習センターの部分を公の施設として個別に条例を設置するという考えでいます。ご指摘のとおり一体的な運営を図らなければこの効果は出てまいりませんので、規定上は教育センター条例のほかに体験学習センター条例を設置し、さらに、体験学習センターの部分は公の施設として位置付けるということです。

○小島委員長職務代理者 地方自治法第244条を見ると、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を公の施設という。と規定されています。区や教育委員会が公の目的を持ってつくる施設だから、公の施設というのはあたり前のことですから、何でもここで念押しをするのか意味がわからなかったのですが、今の庶務課長の説明ですと、現教育センターとは法的な意味では別の施設なのだということですか。

○庶務課長 もう少し説明をしますと、教育センターは公の施設ではありません。教育センター自体は、研究機関であって公の施設ではない。例えば、区の庁舎も公の施設ではないということです。

○網川委員 なるほど。そういう意味ですか。

○庶務課長 広く貸し出ししているような施設は公の施設ということで、条例で設置をする。もちろん設置目的が一般の利用に供するということですが、現在の運営手法としては、指定管理者制度の導入が公の施設の場合は可能となっていますので、もちろん決定はしておりませんが、運営手法の選択肢が広がるという利点はあろうかと思います。

○網川委員 そういう意味だったのですね。

○小島委員長職務代理者 今の説明でよくわかりました。

○網川委員 体験学習センターも郷土資料館も、学校がきちんと利用できないと意味がないので、今の郷土資料館では、学校からの来館はそれほど多くありません。特に理科離れと言われている中で、うまく使っていただきたいと思います。指定管理者が運営するとその辺がうまくいくのかなという部分もありますが、直営でやるくらいの意気込みで実施していただきたいと思います。

○庶務課長 指定管理者制度を導入することは、施設の運営の代行者として相当な権限を与えるのですが、区の施設であるということからすれば、コントロールする役割は残りますので、しっかりとやっていきたいと思っています。

また、整備される実験室・工作室は、まさに学校の中でできないことをしようと思っています。

一時的に特別理科室のようなものを、この場を使って授業展開することを考えていますので、ここは学校のニーズも含めて、しっかりと取り入れながら充実させていきたいと考えています。

○小島委員長職務代理者 先ほどの公の施設としてという意味はよくわかったのですが、カリキュラムセンター的機能、相談センター的機能、体験学習センター的機能のこの「的」とについているのが何だろうと思うのです。教育センターが公の施設であればカリキュラムセンター機能、相談センター機能、体験学習センター機能と言えるのだが、そうではないので「的」という言葉が入ったのですか。

○庶務課長 これにつきましては、平成20年に定めた基本計画の表現をそのまま使っていて、ずっと「的機能」という表現にしていたため、教育センターの中の機能の一つとしてそういう言い方をしていました。今後、施設としての位置付けがはっきりすれば、的機能という言い方から変化してくると思います。

○小島委員長職務代理者 そうですね。的機能という言い方は少しわかりにくいですね。

○綱川委員 そうすると、体験学習センター的機能は公の施設であって、カリキュラム的機能と相談センター的機能は公の施設ではないから、一体で第三者による管理にするのではなくて、一部を管理施設として設定するとなると、同じ建物内で場所によって違うことになりますよね。

○教育長 その辺がわかりにくいので、今後、区民や学校にどういう説明をしていくかについては注意をし、また工夫をしないといけないと思います。条例上の根拠が違うので、それをどのように説明していくか、おそらく今までの区の中にはない施設、位置付けになると思います。

○綱川委員 施設一体としては教育センターなのですね。体験学習センターだけ別にするということではないのですか。

○教育長 そこの説明をどういうふうにしていくか、図示でもしないとよくわからないでしょうし、その説明の仕方も、全体を教育センターと言っていいのか、別々なのだと最初から説明をするのか。今後の課題ですね。

○庶務課長 資料1の建物全体の図を見ていただくとわかりやすいと思います。4階部分の教育センターは、現在持っているカリキュラム的機能と相談センター的機能です。新たな部分は1、2階です。条例上は、1、2階と4階を切り分けていますが、運営につきましては一体的で、その運営の仕方をどのように整備していくか検討していきます。

目的は、学校の児童・生徒のためですので、いかに連携して成果をあげていくかというところになるかと思います。

○綱川委員 体験学習センターは公の施設なので同じだと思いますが、芝浦のスポーツセンターみたいに、幾つもいろいろな施設を備えた複合施設ですね。

○小島委員長職務代理者 教育センターは子どもたちにとっても、また、区民一般にとってもとても重要な施設になるので、よろしくお願いします。

それでは、採決に入ります。議案第69号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長職務代理者 それでは、議案第69号について、原案どおり可決することと決定いたしました。

2 議案第70号 平成27年度港区指定文化財の指定について

○小島委員長職務代理者 次に、議案第70号「平成27年度港区指定文化財の指定について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 議案第70号「平成27年度港区指定文化財の指定について」資料ナンバー2を使いましてご説明いたします。

平成27年度港区指定文化財の指定につきましては、平成27年7月14日付27港教文第509号で、港区文化財保護審議会へ諮問いたしました。

海蔵寺の庚申塔、青山の庚申塔、弥陀種子板碑の3点の登録文化財は、9月15日開催の港区文化財保護審議会において、いずれも港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財であるご承認いただきました。

その答申文は参考資料として添付しました。

議案資料ナンバー2の1～3ページをご覧ください。

1点目が海蔵寺の庚申塔、2点目が青山の庚申塔、3点目が弥陀種子板碑です。

庚申塔の庚申とは、十干・十二支いわゆる干支の一つで、かのえさるとも呼びますが、60年に1度回ってくる庚申を庚申塔という形にしたものです。

海蔵寺の庚申塔は、地域における江戸時代の民間信仰の様相を伝える貴重な資料であると答申をいただきました。その内容については、参考資料に記載しています。

青山の庚申塔は、紀年銘として地名や寺院名が刻まれており、庚申塔が民間信仰の象徴であることに加え、道標の機能を持っていたことを示している貴重な資料であると答申をいただきました。

弥陀種子板碑は、関東地方の板碑の特徴をよく示している、港区内で五番目に古い貴重な資料であると答申をいただきました。

以上、3点につきまして、諮問どおり平成27年度港区指定文化財にご指定いただいたものです。

なお、登録文化財は、区域内にある区の歴史及び文化を知る上で委員会が必要と認めたもので、指定文化財は、区域内にある文化財のうち、区にとって重要なものとなりますので、今回の3点については指定文化財となります。つきましては、教育委員会として、平成27年度港区指定文化財として指定をしてよろしいかどうか、ご審議をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

この案件については、従前教育委員会で十分審議した案件ですので、教育委員としても中身はわかっているところです。よろしいでしょうか。

(なし)

○小島委員長職務代理者 それでは、採決に入ります。

議案第70号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長職務代理者 それでは、議案第70号について、原案どおり可決することと決定いたしました。

3 議案第71号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○小島委員長職務代理者 次に、議案第71号「港区立幼稚園教育職員の人事について」です。

この議案につきましては、人事に関する案件のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長職務代理者 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

(非公開)

第2 教育長報告事項

1 平成27年度港区教育推進月間について

○小島委員長職務代理者 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

「平成27年度港区教育推進月間について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「平成27年度港区教育推進月間について」資料ナンバー1でご報告いたします。

教育委員会では、毎年11月を港区教育推進月間と定めて、この前後を含めた10月から12月に実施する学校公開や各種行事について、保護者・地域に参加を呼びかけ、子どもたちの活動の様子や成果を知っていただく機会としています。

12月7日（月）午後2時～4時には、男女平等参画センターにおいて、区立小・中学校の代表児童・生徒がいじめ防止について話し合う、港区子どもサミットを開催します。

区民への周知方法です。

広報みなと10月21日号や教育委員会広報紙ひろば10月号で広く周知を図ってまいります。

また、資料に添付しましたとおり、リーフレットを区立幼・小・中の保護者に子どもたちを通じてお配りするとともに、区内保育園、区立図書館、総合支所等に置いて、多くの方にご参加いただけるよう広くPRします。チラシの裏面には、幼稚園、小・中学校の公開や作品展などの行事についても具体的にお知らせしています。

さらに、ちいばすやお台場レインボーバスの車内でのデジタルCM放送を活用して、乗車されている方々へもPRを図り、たくさんの方に公開する教育委員会事業を知って参加していただきたいと思います。教育委員の皆さんもぜひご参加いただければと思います。

簡単ですが、説明は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○永山委員 バス車内でのCM放送ですが、ちいばすは1回30秒で、レインボーバスは1回15秒とありますが、違う内容のものを放送するのですか。

○庶務課長 それぞれの運営会社の広告枠の設定の違いから、長さが違ってきます。基本的に同じ情報を流しますので、写真1枚当たりにかかる時間の長短の差になります。お台場レインボーバスは展開が速いということです。

○綱川委員 港区子どもサミットでは、月曜日の午後2時から小・中学校の代表の児童・生徒を参加させるということですが、学校側としては大丈夫なのですか。

○指導室長 代表児童・生徒の参加を許可していただきます。教育課程上のことを含めて、授業への影響については、各学校で配慮をお願いすることになります。特段問題となることはありません。

○綱川委員 教育課程の中で学校の代表として参加するわけですから、ここで得た成果を学校に持ち帰って、教育的効果がより上がるようにしていただければと思います。よろしくお願いします。

○小島委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 学校給食調理業務委託について

○小島委員長職務代理者 次に、「学校給食調理業務委託について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、平成28年度の「学校給食調理業務委託について」ご報告させていただきます。

資料ナンバー2をご覧ください。

1 委託の概要です。平成28年4月から芝浦小学校において学校給食調理業務委託を導入いたします。

4 これまでの委託の経緯です。委託につきましては、学校給食の安全の確保や食の教育の充実を図ることを基本としながら、調理業務のより効率的な運営のため、平成16年度から順次業務委託を進めてまいりました。現在のところ、小・中学校では24校、23カ所で給食の調理業務を委託しています。

なお、白金の丘小学校と白金の丘中学校は共同調理になるため、24校23カ所となります。

平成28年4月から、芝浦小学校が業務委託となりますと、直営は青南小学校と港陽小・中学校の3校2カ所となる予定です。

2 委託の範囲です。裏面に学校給食に関する工程を示しています。楕円形の丸で囲んだ部分が委託の範囲となります。委託事業者は、購入した食材の検収や調理作業、配食・運搬、洗浄・清掃など、主に業務の作業的な部分を行います。献立作成、食材の発注、調理の検査、検食は引き続き各学校に配置している栄養士が中心となって行います。

3 委託にあたっての留意点です。(2) 自校方式の維持、(3) 学校単位での委託、(5) 学校給食

運営協議会の設置は、従来と同様の取組を今後も進めてまいります。（４）委託事業者は、競争入札ではなく、公募によるプロポーザル方式で実施し、事業者の給食に対する考え方、安全対策、受託の実績、調理技術などを審査項目として、厳格に選定してまいります。

５今後の対応についてです。直営校である青南小学校、港陽小・中学校は、遅くとも平成３１年４月から委託を実施する予定です。

簡単ですが、説明は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

学校給食の調理業務委託がもう少しスピーディーに進まないものかとずっと議論をしてきましたが、ようやく先が見えてきたわけですね。遅くとも平成３１年４月からは全小・中学校において委託となるということです、この間、担当の方は大変ご苦労されたと思います。

○永山委員 どの学校へ行っても給食がとてもおいしいと評判です。プロポーザル方式で安全で質の高い給食を提供できる業者が選定されて、今までと同じように給食がずっと続いていくことを望んでおります。

○小島委員長職務代理者 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

（なし）

３ 芝五丁目複合施設整備基本計画（素案）について

○小島委員長職務代理者 次に、「芝五丁目複合施設整備基本計画（素案）について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「芝五丁目複合施設整備基本計画（素案）について」資料ナンバー３を使いましてご説明いたします。

本件につきましては、当課及び産業振興課、用地・施設活用担当の３課で進めていますが、メインの施設が産業振興センターということから、産業振興課が調整担当課となっています。内容につきましては、１０月５日開催の庁議を経ておりますので、本委員会へは報告という形になっています。ご了承いただきたいと思います。

資料ナンバー３をご覧ください。

１ 施設規模です。

所在地は、住居表示で芝五丁目３６番４号です。敷地面積は２,２９１.３１平方メートル、建築面積は約１,５０５平方メートル、延床面積は１万５,５５５平方メートル、規模・階数は地下１階、地上１１階、塔屋１階、図書館使用部分は４～７階の約４,３１５平方メートルとなる予定です。

２ 今後のスケジュールです。

本委員会終了後、平成２７年１０月２６日に区長の記者発表を予定しています。１０月３０日に区民文教常任委員会で報告の後、１１月２日から１２月１日までパブリックコメントを募集します。その間、１１月１５日に三田図書館、１１月１６日に港勤労福祉会館で住民説明会を実施し、その後、区民文教常任委員会、庁議等の報告を経て、正式に基本計画が定まってまいります。

資料ナンバー 3-2 は、芝五丁目複合施設の機能と諸室（施設イメージ）概要版となっています。

中央に複合施設整備の目的である 5 つの柱を掲げ、施設ごとにコンセプトと整備する諸室をまとめています。諸室のうち黄色で着色した部分が新規・重点整備する位置付けになります。従来の機能を拡充・再編するものは茶色がかった橙色、現在の機能を引き継ぐものは水色という位置付けになっています。

資料ナンバー 3-3 をご覧ください。

1 ページは、はじめにとして、芝五丁目用地を活用し施設整備を行うことになった経緯と背景などをまとめています。東京都が竹芝地区の再開発により都立産業貿易センターの取り壊しを決定したことから、入居していた商工会館の扱いが課題となったこと、旧三河台中学校跡地と芝五丁目の都有地との土地交換により、商工会館の機能を包括する産業振興センターの整備予定地として、平成 23 年 2 月、芝五丁目用地の取得を決定したこと、平成 26 年 3 月には、老朽化や利用者の多様化・高度化する要望への対応が課題となっていた港区立三田図書館との複合化による施設の整備を決定したこと、平成 27 年 7 月、活用可能床を必要に応じて整備し、これを民間事業者等に貸し付けることにより、将来の財政負担の軽減、地域の活性化や魅力の創出、先進的な施策等の展開を図ることを決定したと記述しています。

2 ページでは、第 1 章、芝五丁目複合施設整備の目的と諸条件の整理として、芝 5 丁目複合施設整備の目的です。産業と学びを支える新たな拠点の整備など、5 つの柱を掲げています。

3～8 ページは、芝 5 丁目複合整備計画地の現況です。本計画地は、第一京浜と三田通りが交差する札の辻交差点に接し、現在は、緊急暫定保育室と暫定自転車等駐車場が整備されています。

6 ページでは、計画地の敷地条件が示してあります。こちらに、敷地の面積、用途地域、指定容積率、指定建ぺい率を記載しています。用途地域は商業地域、容積率は 700%、建ぺい率が 80%と記載しています。

9～12 ページでは、建築基準法や消防法など関連法規を整理しています。

13～14 ページでは、本計画地を含む「芝・三田周辺地区におけるまちづくりの方針」及び田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドラインについて記載しています。

15 ページは、第 2 章、施設整備の基本的な考え方として、施設配置計画です。札の辻交差点に近く、交通量の多い第一京浜に面している本施設においては、安全に配慮した歩行者、自転車、車両の動線についての考え方を示しています。

16 ページは、建物外周計画です。地上部に必要な緑化面積やメンテナンススペースを考慮し、建物の基準階における床面積は 1,400 平方メートルと試算しています。

17 ページは、活用可能床の確保です。本件用地には、敷地面積と容積率から 11 階建て、延べ床面積約 1 万 6,000 平方メートルの建物が建築可能です。11 階建ての建物のうち、産業振興センターと三田図書館はそれぞれ 4 フロアを専有し、さらに、1 階部分は、荷さばきスペース、エントランスホールが大部分を占めることから、2 階、3 階の 2 フロア、約 2,000 平方メートルの活用可能床を創出します。

区では初めての取組となりますので、８８ページに、７月３１日に議会報告した、港区が保有する土地の有効活用についてを参考として添付させていただきました。

１８ページは、フロア構成です。１階にはエントランス及び荷さばきスペースを配置します。２、３階には活用可能床を配置し幅広い年齢層の区民が利用します。重い閉架書庫を備える三田図書館は４から７階に配置します。産業振興センターに整備する多目的ホールは他のフロアよりも天井高が必要となるため、構造上の負担が少ない８から１１階の配置が合理的となることから、このような配置となっています。

１９ページは、フロア構成と施設全体ボリュームをまとめたものです。

２０ページは、複合化のメリットを活かした施設整備です。産業振興センターは、大小２つの多目的ホールを整備します。産業振興センターでは、展示会などの多人数が参加する催し物を想定していますが、図書館の映画上映会や読書イベント、比較的規模の大きな講演会や子ども会などで多目的ホールを共有し、効率的な施設運営を図ります。また、産業振興センターの情報コーナー等に図書館検索システムを設置し、図書館情報の共有化を図ります。そのほか、デジタルサイネージを活用して相互の情報提供連携なども想定しています。

２２ページは、第３章、(仮称)港区立産業振興センター整備方針として、整備の背景・目的です。

産業振興の拠点整備として、必要性和区内中小企業の経営基盤強化の施策、勤労者の福利厚生、商店街振興、観光振興など区の産業振興施策を総合的に推進する中核施設として整備します。現在の勤労福祉会館が担っている勤労者福祉のあり方と、これに基づく施設の考え方を述べています。

３５ページは、産業振興センターの整備です。上段の囲みにあるように、未来発展型の産業振興拠点を基本理念とし、企業・人・地域の力を一つに結びつける３つの整備方針を定めています。

４４ページからが、第４章、新三田図書館整備方針として、整備の背景・目的です。

新三田図書館の機能については、本年６月に教育委員会においてご審議をいただきました。図書館の機能については大きな変化はありません。その中で、整備の背景・目的では、図書館整備の基本的な考え方や図書館サービス推進計画との整合性を記載しています。

５３ページには、新三田図書館の整備の方向性として、「出会いと発見にあふれ、未来を拓く『学び』を支える図書館」と記載していますが、これを基本理念として、目指す３つの整備方針を定めています。新三田図書館は区立図書館の中で最大の面積となり、区内５カ所の図書館の拠点施設として、みなと図書館の中央館的機能を移転することも記述しています。

５７ページは、新三田図書館の蔵書計画です。開架書庫２０万冊、閉架書庫２０万冊の計４０万冊を計画しています。現在の三田図書館の蔵書数が約１９万冊であることから、２倍の規模となる計画で、５９ページまでが諸室面積・想定機能の検討です。新三田図書館の面積は、約４,３１５平方メートルとなる予定です。

６１ページからが、第５章、フロアレイアウトです。地下１階は機械式の駐輪場や倉庫となります。１階はメインエントランス及び荷さばき駐車場など、施設全体の共用部分となります。２階、３階は活用可能床となります。

6 2 ページは、4～7 階の新三田図書館となります。4 階には主に子どもや中高生が利用する諸室を整備します。5 階がメインフロアとなります。一般受付カウンターのほか、自動貸出機・返却機などを配置するとともに、カフェの設置についても計画しています。6 階が約 1 6 0 席の読書エリアや個人利用向けの学習室、ビジネス支援コーナーなどを配置してまいります。7 階には約 2 0 万冊の図書資料を保存する閉架書庫を配置します。今後、増加が見込まれる図書資料とともに、みなと図書館で保管している貴重本などを移動する予定です。

6 3 ページが 8～1 1 階の産業振興センターエリアとなります。8 階の管理諸室へは、産業振興課の機能の一部が移転予定となっていますので、7 階の図書館事務室と 8 階の管理諸室のところで連携が図れるよう検討しています。

6 4 ページからは、第 6 章、施設機能の計画として、防災計画、バリアフリー計画、環境配慮計画、構造計画に関する基本的事項や考え方を示しています。

7 2 ページは、財産及び管理区分として、財産上の区分と施設維持管理上の管理区分、施設維持管理業務の考え方などを記載しています。

7 4 ページは、動線計画です。本施設のフロア間移動は、7 基のエレベーターが主となっています。動線計画のイメージ図で示していますが、2 号機から 6 号機が利用者用のエレベーター 5 基、1 号機は 1 階から 2、3 階に行く活用可能床を使う利用者用のエレベーター、7 号機が管理・搬出入用エレベーターです。

7 6 ページは、駐車場計画です。駐車場の附置義務台数は 5 7 台で、タワー型で整備する予定としています。

7 7 ページでは、自転車等の附置義務台数は、現時点で 4 1 5 台と算定しています。建物地下を中心に機械式の駐輪場を整備します。

7 9～8 0 ページは、共用部計画です。

8 1～8 6 ページは、設備計画です。各種設備の考え方になります。

8 7 ページは、第 7 章、整備スケジュールです。平成 2 7 年度末に契約し、2 8 年度に基本設計、2 9 年度に実施設計、3 3 年に施設開設を目指しています。

最後になりますが、本施設は産業振興センターと図書館、それぞれ利用目的が異なる施設の複合化を図り設置するものです。検討にあたりましては、従来、両施設が単独では持ち得なかった複合の効果や新たな付加価値の創出、未来に向け、相乗効果を高めて機能を発展させていくことなどを念頭にさまざまな検討を行い、本件基本計画の素案ができたものです。

簡単ですが、説明は以上です。

○小島委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

この案件も、折に触れて順次ご説明をいただいていたところですが、特に新しい部分は何でしたか。

○図書・文化財課長 図書館の部分につきましては、6 月に情報提供させていただいたものと大きな違いはありません。ただ、この間、庁内で議論した中でわかりにくい、もっと丁寧な記述をすべ

きという部分については加筆をしています。

産業振興センターにつきましては、商工会館と港区勤労福祉会館の2つの施設を一つにすることになり、公の施設という考え方が出てきましたので、その部分を記述するよう庁議の中で指摘されておりますが、図書館については大きな指摘等はありませんでした。

○小島委員長職務代理者 わかりました。

前にも説明がありましたが、みなと図書館の中央図書館的機能は、新施設に移転することで決まっているのですでしたか。

○図書・文化財課長 中央館的機能と言われるのは、現在、みなと図書館が有している機能ですが、職員等との話し合いも済み、新施設に移転する計画で進めています。

○小島委員長職務代理者 わかりました。

それでは、この案件についてはよろしいでしょうか。

(なし)

4 後援名義等の9月分使用承認について

5 生涯学習推進課の9月事業実績について

6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

7 図書館・郷土資料館の9月行事实績について

8 図書館の9月分利用実績について

○小島委員長職務代理者 次に、「後援名義の9月分使用承認について」、「生涯学習推進課の9月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「図書館・郷土資料館の9月行事实績について」、「図書館の9月分利用実績について」この5件の定例報告については、配付資料のとおりです。

各案件について、ご質問ございますか。

(なし)

○小島委員長職務代理者 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○小島委員長職務代理者 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、臨時会を10月29日木曜日、午前10時から開催予定です。よろしくお願いいたします。

皆さん、お疲れ様でした。

(午前11時07分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 網 川 智 久